

# 幼保連携型認定こども園 蛭ヶ丘保育園 重要事項説明書

令和5年4月1日施行

## 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 夢殿会
代表者氏名	理事長 吉田尚洋
所 在 地	静岡市葵区新聞394番地の1
電 話 番 号	054-278-7355
法人設立年月日	昭和44年2月25日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

## 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の子供に対する教育及び保育の一体的な実施</li> <li>・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援</li> </ul>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本園は、認定こども園法及びその他の関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力する。</li> <li>2. 本園は、教育、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめて、子ども・保護者地域に信頼されるよう努めるものとする。</li> <li>3. 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう一体的な教育・保育を行うものとする。</li> </ol>

## 3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園								
施設の名称	蛭ヶ丘保育園								
開設年月日	昭和44年4月1日								
施設の所在地	静岡市葵区新聞394番地の1								
連絡先	電話番号 054-278-7355      FAX 054-277-0811								
事業所番号	01217								
管理者	園長 堀江 まゆみ								
利用定員	<table border="0"> <tr> <td>満3歳以上の児童【1号】</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上の児童【2号】</td> <td>54人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の児童【3号】</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の児童【3号】</td> <td>14人</td> </tr> </table>	満3歳以上の児童【1号】	12人	満3歳以上の児童【2号】	54人	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	32人	満1歳未満の児童【3号】	14人
満3歳以上の児童【1号】	12人								
満3歳以上の児童【2号】	54人								
満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	32人								
満1歳未満の児童【3号】	14人								
職員数	30人								

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

##### ①教育・保育を提供する日

認定区分	対 象 者	休 園 日
1号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、 2号認定以外の児童	土曜日休み 日曜日、祝祭日 ・夏季休業 8月8日～8月22日まで ・冬季休業 12月23日～1月6日まで ・春季休業 3月23日～4月6日まで
2号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、 保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始 12月29日～1月3日まで
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	

※ 但し、園長が状況により認めた日は休園とします。

##### ②教育・保育を提供する時間

認定区分	教育・保育時間	利 用 可 能 時 間
1号認定 (新2号)	教育標準時間	午前8時30分から午後2時30分まで
2号認定	保育標準時間 (最大11時間)	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。
	保育短時間 (最大8時間)	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで 午後4時30分から午後6時まで時間外保育を実施。
<p>※土曜日は午前7時30分～午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。 (土曜日の保育を提供する時間については、保護者の方の就労の状況や地域の状況を総合的に勘案し、決定しております。)</p>		

※ 保育園でお子さんをお預かりする時間は、就労時間+通勤時間です。

ご両親どちらかがお仕事を休まれる時には、お子さんと一緒に過ごしましょう。

お家で家族とゆったり過ごす時間があるからこそ、保育園でお友だちといきいき遊べます。

※ 課外教室、小学校の行事(土曜日等)は、保護者の就労に該当しませんので、兄弟関係の保育はご遠慮ください。

5 施設・設備等の概要

敷地	①②③ 面積	3875.69㎡		
園舎	①②	810.62㎡		
園庭	③	1,805㎡		
その他（駐車場659㎡含）		1,260.07㎡		
① 園舎	建物	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	
		延床面積	523.07㎡	
	施設の 内容	設備	部屋数	面積
		乳児保育室	2室	70.2㎡
		保育室	4室	166.2㎡
		一時保育室	1室	29.5㎡
		調理室	1室	24.5㎡
		事務室	1室	22.7㎡
		休憩室	1室	9.6㎡
その他		200.4㎡		
② 乳児棟 (増築)	建物	構造	木造平屋建	
		延床面積	144.09㎡	
	施設の 内容	乳児保育室	2室	57.14㎡
		その他		87.00㎡
③ 遊戯室	建物	構造	鉄骨造アルミニウム板葺2階建	
	建物	延床面積	332.39㎡	

本園では「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和5年1月1日現在）

職種		資格
園長	1人	保育教諭 幼稚園教諭2級
副園長	1人	保育教諭 幼稚園教諭2級
主幹保育教諭	1人	保育教諭 幼稚園教諭2級
保育教諭	23人	保育教諭 幼稚園教諭2級
栄養士	1人	栄養士
調理員・その他	9人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を適正に配置しています。乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動することがあります。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成しています。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

0～2歳児		3～5歳児
時間外保育	7:00	開園 時間外保育
土曜開園	7:30	土曜開園
登園・健康観察	8:30	登園・健康観察
安心できる大人と一緒に		1号認定登園
あそび	9:00	教育・保育活動
午前おやつ・水分補給	9:30	クラスで計画した遊び
戸外・室内あそび (玩具・遊具・砂遊び・散歩)	10:00	制作・表現あそび・体育・音楽など
排泄・昼食・離乳食(個別)		縦割り・年齢別
	11:30	昼食(準備・片付け)
午睡	12:30	休息
	13:00	午睡・休息
目覚め・排泄	14:30	自由あそび(起きた子から)
おやつ		1号認定降園
あそび	15:00	おやつ
	15:30	自由あそび
順次降園	16:00	順次降園
時間外保育(土曜閉園)	16:30	時間外保育(土曜閉園)
延長保育	18:00	延長保育
水分補給・おやつ		水分補給・おやつ
閉園	19:00	閉園

※ 遊びを中心とした子どもたちの学びの主体性を大切にする教育保育を行います。

### (3) 食事の提供

#### (保育園の基準栄養量)

1、2歳児は1日の食事摂取基準の50%、3~5歳児は40%を目安としています。

	エネルギー量	たんぱく質量	脂質量	塩分
1、2歳児	475 Kcal	13~20g	20~30%	1.5g
3~5歳児	520 Kcal			1.6g

「日本の食事摂取基準(2020年度版)」

#### (食育の推進)

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、「食事」はとても大切です。食事を通して身につく様々な経験をしながら、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていきたいと考えています。

子どもが自らの感覚や体験を通じて、自然の恵みとしての食材や、食の循環・環境への意識、調理員等との関わりや、調理室など食にかかわる保育環境にも配慮しています。

給食・食育の目標 (期待する子ども像)	<ul style="list-style-type: none"><li>・お腹がすくりズムが持てる子ども</li><li>・食べたいもの、好きなものが増える子ども</li><li>・一緒に食べたい人がいる子ども</li><li>・食事づくり、準備に関わる子ども</li><li>・食べ物を話題にする子ども</li></ul>
離乳食	月齢やお子さんの状況に合わせて、段階を追ってすすめていきます。 食事の形態が変わる頃にご家庭と連絡を取り合いますので、食材摂取確認表の提出をお願いします。
食物アレルギー等への対応	食物アレルギーのあるお子さんには、個別に対応していきます。 医師の指示が必要ですので、受診して書類を提出してください。書類は年度ごとに更新をお願いします。 正しい指導のもと、家庭と園とで協力してすすめていきましょう。
献立及び展示	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。 玄関入口にメニューを展示していますのでお迎えの際にご覧ください。 展示できない日はアプリで配信しています。

#### (4) 保健と健康管理

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

##### ① 内科、小児科

昭府小児科クリニック	医院長 鈴木 健 医師
葵区昭府町2丁目6-16	054-253-0252

##### ② 歯科

ながの歯科医院	医院長 永野 哲弘 医師
葵区富沢369	054-270-1919

##### ③ 薬剤師

静岡市薬剤師会	大柳 龍太郎
---------	--------

##### ・健康診断

内科・歯科検診	年2回、嘱託医が検診します。
視力検査(4歳児)	年1回、保育教諭が実施します。
尿検査	年1回、検査機関に委託し実施します。
身体測定	毎月1回、身長・体重の測定を行います。

健康診断の結果について、所見のあった子どものみお知らせをお渡ししますので速やかに受診してください。

他、身体測定の結果については、月末にお渡しする【けんこうのきろく】にコドモンの記録を記載するようお願いします。

#### (5) 保育中にケガをしたら

保育中のお子さんに負傷や疫病が起きた場合は、受診が必要となりましたら保護者の方にご連絡します。保護者と協議の上、受診先を決めさせていただきます。

ただし、お子さんの状態が緊急を要するときや、保護者の方と連絡がつかないときは、受診先について保育園に一任させていただきます。

また受診して検査診断の結果、その後の通院が必要になった場合は、ご家庭で通院していただきますのでご了承ください。

保育中の負傷や疾病の治療費については、子ども医療費受給者証を使用させていただきます。後日、傷害給付金の申請手続きを行って、傷害給付金をお受け取りいただきます。

## 8 保護者の利用料金

### (1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

正当な理由がなく、利用者の支払いがない場合は、利用継続の意思を確認します。

### (2) 実費徴収

保育料とは別に保護者に負担していただきます。

※教育・保育にかかる費用

体育講師指導料・園外活動時の交通費等・保健衛生・教材費等

※0～2歳児の午睡布団はレンタルとなりますので毎月レンタル料をいただきます。

### (3) 預かり保育・延長保育料

対 象	時 間	料 金	備 考
1号認定	午前7時から午前8時30分まで	30分 100円	
	午後2時30分から午後4時まで	30分 100円	月額上限2,000円 (おやつ代含)
	午後4時から午後6時まで	30分 100円	
	午後6時から午後7時まで	200円	標準時間認定に準ずる
	長期休業日	1日 1,000円	期間中上限3,000円
標準時間認定	午後6時00分から午後7時まで	200円	上限2,000円 但し10日以上使用の場合、 おやつ代1,000円加算
短時間認定	午前7時から午前8時30分まで	30分 100円	
	午後4時30分から午後6時まで	30分 100円	
	午後6時から午後7時まで	200円	

※ 午後6時00分を超えた場合はおやつを提供します。

※ 午後7時以降は追加料金として30分単位で500円かかります。

※ 土曜日の保育時間は午前7時30分～午後4時30分です。

※ 平日午前7時00分～7時30分に登園する場合は前もってお知らせください

※ 新2号は就労証明書を提出、利用後、市に申請する返金制度があります。

### (4) 子育て支援事業に係る 一時預かり料

	3時間まで	9時00分～16時00分	給食費	おやつ
3歳以上児	500円	1,000円	300円	100円
3歳未満児	1,000円	2,000円	300円	100円

※ 時間外の場合は要相談

## 9 支払方法

保育料等利用料 … 口座振替払（引落日：毎月27日払い）

5月(4、5月分)と2月(2、3月分)にそれぞれ2ヶ月分が引き落としとなります。

## 10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 緊急時の対応

教育・保育中に、子どもの体調の急変等が生じた場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 12 非常時の対策

### (1) 非常災害時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署 羽鳥交番 250-0110
消防計画	令和元年4月策定・届出済 (葵消防署) 防火管理者 園長 堀江まゆみ
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施しています。
避難場所	保育室及び遊戯室 最終避難場所：宮前グラウンド
園児の引き渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し *警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され「特別警報」が発表された場合は、重大な災害の危険が著しく高まっていると判断し、1号、2号、3号認定の子供に関係なく自宅待機又は臨時休業等になります。

### (2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

自宅待機の条件	暴風警報が発令された場合は原則自宅待機とする
自宅待機の解除の条件(時間)	午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休業とする
入園時	重要事項説明書・入園のしおり
警報発令が予想される日	連絡しない(園配布・発信の文書で保護者が判断)
当日朝	連絡しない
自宅待機解除及び休業決定	連絡しない

\* 静岡市に「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は臨時休園になります。その際事前にコドモンにて園の対応をお伝えいたします。

\* 園児が登園後、「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は、各家庭、保護者の自主的な判断の元、速やかにお迎えをお願いいたします。

\* この地域の天気予報での区分けは、市町村区分では「静岡市南部」県区分では「中部南」です。



### 1.3 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。(保護者の負担はありません)

加入保険会社	損害保険ジャパン日本興亜(株)
保険の種類	保育園児等傷害保険 主催行事参加者傷害保険 保育園賠償責任保険
保険の内容	対人賠償 10億円 対物賠償 1,000万円 人格権侵害保障 1億円 入院 3,500/日 通院 2,500/日 行事参加 入院 3,000/日 通院 2,000/日

### 1.4 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 堀江まゆみ
-------------	----------

### 1.5 相談・要望・苦情窓口

本園では、ご意見・ご要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	苦情解決責任者	園長 堀江まゆみ
	苦情受付担当者	副園長 高橋真澄
第三者委員	橋爪光子	連絡先 054-278-9592
	真子義秋	連絡先 054-261-5614
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。 園内に投函箱を設置しています。	

### 1.6 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園、転園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校に提供します。

### 1.7 内容変更について

重要事項説明の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。